

特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準に基づく指導監督状況（令和5年度）

法人名	全国商工会連合会	根拠法令名	商工会法	(平成14年4月1日民間法人化)	
1. 法人の概要	業務の概要				
定款第7条 (1) 商工会及び都道府県商工会連合会の組織又は事業について指導又は連絡を行うこと。 (2) 商工業に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。 (3) 商工業に関する調査研究を行うこと。 (4) 展示会、共進会等を開催し、又はこれらの開催のあっせんを行うこと。 (5) 商工業に関する技術又は技能の普及又は検定を行うこと。 (6) 商工貯蓄共済事業の遂行に必要な事業を行うこと。 (7) 全国商工会経営者年金事業を行うこと。 (8) 全国商工会会員福祉共済事業を行うこと。 (9) 全国商工会職員年金共済事業を行うこと。 (10) 記帳指導事業の遂行に必要な事業を行うこと。 (11) 関係経済団体との提携又は連絡を行うこと。 (12) 都道府県商工会連合会の意見を総合してこれを公表し、又は国会、行政庁等に具申し、若しくは建議すること。 (13) 行政庁等の諮問に応じて答申すること。 (14) 前各号に掲げるもののほか、本連合会の目的を達成するために必要な事業を行うこと。					
役・職員数		理事長等	理事	監事	職員
常勤		0人	2人	0人	62人
非常勤		7人	13人	3人	0人
2. 事業 (1) 運営費、補助金等		令和5年度(A)	令和4年度(B)	令和4年度比又は令和4年度差(A/B, A-B)	補助金等割合の低減化措置の取組の状況 (取組を行っていない場合、補助金等割合が低下していない場合、その理由)
総収入額		574億円	536億円	107.09%	① 補助事業の段階的廃止
補助金等収入額(①)		35億円	31億円	112.90%	経常的運営経費に対する補助金は交付されていないため、該当なし。
事業による自己収入額(②)		539億円	505億円	106.73%	② 自主事業による自己収入の拡大等
①／②×100(%)		6.5%	6.1%	106.56%	経常的運営経費に対する補助金は交付されていないため、該当なし。
経常的運営費用(③)		3.5億円	3.7億円	94.59%	③ その他
①／③×100(%)		1000%	837.8%	119.36%	経常的運営経費に対する補助金は交付されていないため、該当なし。 (注) 補助金は、経常的運営費用に対するものでないため、記載なし。
(2), (3) 制度的独占の事務・事業	制度的独占となる事務・事業の有無		(有・無) 無		
制度的独占となる事務・事業を行っている場合、その事務・事業名及び理由		(事務・事業名) ー (理由) ー			
制度的独占となる事務・事業を行っている場合、当該事務・事業が法人の従たる事務・事業にとどまっている理由		(理由) ー			
制度的独占となる事務・事業を行っている場合、法人の事務・事業全体が実態上独占とならないための所要の是正措置の有無、内容(行っていない場合はその理由)		(有・無) 無 (内容) ー			
制度的独占となる事務・事業を行っている場合、独占の弊害克服措置の有無、内容(行っていない場合はその理由)		(有・無) 無 (内容) ー			
制度的には独占となっていない事務・事業でも、実態上独占となっている場合、その内容		(内容) ー			
制度的には独占となっていない事務・事業でも、実態上独占となっている場合、独占の弊害を生まないための是正措置の有無、内容(行っていない場合はその理由)		(有・無) 無 (内容) ー			
(4) 手数料等の徴収	手数料等の対価の徴収の有無	無		手数料等対価の額、算定根拠のインターネットでの公表の有無	無
名称(法令等に基づく検定等には※)		※	対価の額	算定根拠(法令等に基づく検定等については決定方法を付記)	
-			-円 円 円 円 円	(決定者) ー (決定方法) ー	
対価を徴収する事務・事業の区分経理の有無		無		収支状況のインターネットでの公表の有無	無
対価を伴う自主事業の有無		無		法人における純利益額	-円
(5) 検査等の事務事業	法令等に基づく検査等の基準の内容				規定方法
-		-			
(6) 外注の有無	本来予定されている事務・事業の外注	無		法人の外注金額	-円
外注しなければならない理由		-			
外注先選定に当たり、透明性を確保する仕組みの有無と内容		(有・無) 有 (内容) 外注時は、本連合会の会計規程に基づき、原則として複数業者の競争入札によって行う			
(7) 事務・事業の公正性の担保措置	事務・事業の公正性担保のための措置の有無と内容(なければその理由)	(有・無) 有 (内容) 年2回、監事による監査を実施している。 また、本連合会が定めた会計規程に基づき、事務処理及び会計処理の実施を適正に行っており、官報に収支決算書等を公告している。			
役職員に対し、公正性を担保する上で必要と認められる職務規程等の有無と内容(なければその理由)		(有・無) 有 (内容) 役員については、定款第17条(役員の忠実義務)において、その公平性を担保。また、職員については、就業規程第9条(職務の遂行)及び第10条(禁止行為)により、その公平性を担保している。			

3. 機関

(1) 役員（除 監査役員）

役員選任規程の有無		有	左の規程がない場合、その理由		—
役員の定数		17人以上22人以内	人 上限と下限の幅がある場合はその幅		5人
役員の選任は公正かつ自主的な方法によって行われているか		商工会法第58条第2項により準用されている同法第32条第1項及び定款第18条第1項において、「役員は、総会において選任し、又は解任する。」と定めている。			
役員の任期		3 年	2 年以外の任期としている場合、その年数、理由		(年数) 3 年 (理由) 商工会法第58条第2項により準用される同法第34条第1項及び定款第19条第1項
在任年齢に関する規定の有無		有	規定の内容		業務運営指針により、常勤役員の設定は概ね65歳
役職名	氏 名	当初就任年月日	前 職	前々職	常勤・非常勤
会長	森 義久	平成30年6月1日			非
副会長	高橋 富一	令和6年6月1日			非
〃	早川 吉秀	令和6年6月1日			非
〃	宮本 光明	令和6年6月1日			非
〃	植田 英明	令和6年6月1日			非
〃	田村 正敏	令和6年6月1日			非
〃	笠 愛一郎	令和6年6月1日			非
専務理事	塩田 誠	令和5年4月1日			常
常務理事	後藤 準	平成23年6月1日			勤
理事	一戸 善正	令和6年6月1日			非
〃	大森 三四郎	令和6年6月1日			非
〃	小川 一成	令和6年6月1日			非
〃	石川 修司	令和6年6月1日			非
〃	間瀬 一朗	令和6年6月1日			非
〃	新美 文二	令和6年6月1日			非
〃	上西 保	令和6年6月1日			非
〃	小寺 博史	令和6年6月1日			非
〃	平田 圭司	令和3年6月1日			非
〃	村上 友則	令和3年6月1日			非
〃	米須 義明	令和6年6月1日			非
〃	夏堀 将太郎	令和5年6月1日			非
〃	竹中 仁美	令和3年6月1日			非
特定企業関係者、所管官庁出身者が 1 / 3 超の場合、その比率及び理由			同一業界関係者又は事務事業に係る同一業界関係者と所管官庁出身者の合計が 1 / 2 超の場合、その比率と理由		
(比率) — %			(比率) — %		
(理由) —			(理由) —		
役員報酬の支給基準の有無	有	一般への閲覧提供の有無	有	インターネットによる公表の有無	有
役員報酬の支給基準の内容			役員の退職金の決定方法		
定款第21条第1項において、役員は無報酬と定めている。また、定款第21条第2項において、常勤役員については報酬を支給できるとし、額は毎年度、臨時総会において決定することとしている。			本連合会内規の「役員の退任に伴う慰労金の支給基準」及び「常勤役員の退任に伴う退任慰労金の支給基準」による。		
役員会規程の有無	役員会の成立要件		役員会における議決要件		
有	定款第28条において、本会に理事会を置くことを定めている。また、定款第30条の準用により、定款第25条第1項において、総役員の2分の1以上の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができないことを定めている。		定款第30条の準用により、定款第25条第2項において、出席者の過半数で決すること定めている。		

(2) 監査役員

監査役員選任規程の有無		有	選任規程がない場合、その理由		—
監査役員の選任は公正かつ自主的な方法によって行われているか		商工会法第58条第2項により準用される同法第32条第1項及び定款第18条第1項において、「役員は、総会において選任し、又は解任する。」と定めている。			
関係府省以外の者及び外部の者を登用していない場合、その理由			監査役員が理事を兼ねている場合、その理由		
商工会法第56条第4項により準用される同条第2項及び定款第15条第3項において、役員は、都道府県商工会連合会の会員たる商工会の会員でなければならないと定めている。			—		
監査役員の任期		3 年	2 年以外の任期としている場合、その年数、理由		(年数) 3 年 (理由) 商工会法第58条第2項により準用される同法第34条第1項及び定款第19条第1項
在任年齢に関する規定の有無		無	規定の内容		—
役職名	氏 名	当初就任年月日	前 職	前々職	常勤・非常勤
監事	吉住 淳男	令和6年6月1日			非
〃	山下 真一	令和6年6月1日			非
〃	花田 稔之	令和6年6月1日			非
監査役員報酬の支給基準の有無	無	一般への閲覧提供の有無	有	インターネットによる公表の有無	有
監査役員報酬の支給基準の内容			監査役員の退職金の決定方法		
定款第21条第1項において、監査役員は無報酬と定めている。			本連合会内規の「役員の退任に伴う慰労金の支給基準」による。		

(3) 社団的性格の法人の総会等	総会等の成立要件の有無と内容			総会等における議決要件の有無と内容			
	(有・無) 有 (内容) 商工会法第58条第4項により準用される同法第45条第1項及び定款第25条第1項において、総会員の2分の1以上の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができないことを定めている。			(有・無) 有 (内容) 商工会法第58条第4項により準用される同法第45条第2項、並びに定款第25条第2項、第4項及び第5項において、議決することができることを定めている。			
	法人の構成員が多数又は全国に散在している場合における、構成員の意思反映確保の措置の有無と内容（ない場合は、その理由）						
(有・無) 有 (内容) 構成員(会員)は47都道府県に散在しているが、定款第9条により構成員に議決権を賦与し、定款第25条により総会における構成員の議決権の行使を規定していることから、意思反映確保は措置されている。							
(4) 評議員会等	評議員会等における業務実績評価の実施状況			評議員会等の構成員の公正な選任の有無、内容			
	平成17年度より事業評価委員会を設け、平成18年度から評議員会として実施している。			(有・無) 有 (内容) 委員会設置規程により、大学教授、弁護士等、第三者的な委員を構成員としている。			
	評議員会等の構成員の役員兼任の有無	無		役員を兼ねている場合、その構成比率（兼務の役員数／評議員会等の構成員数×100）		%	
	評議員会等の構成員が役員を兼任している場合、その理由						
	評議員選任規程の有無	有		左の規程がない場合、その理由	-		
	評議員定数	10人以下		上限と下限の幅がある場合はその幅	-		
	評議員任期	1 年		2 年以外の任期としている場合、その年数、理由	(年数) 1 年 (理由) 委員の所属元における人事異動等に対応するため		
	在任年齢に関する規定の有無	無		規定の内容	-		
	特定の企業又は所管する官庁の出身者及び同一の業界関係者が 1 / 2 超の場合、その比率と理由						
	(比率) - (理由) - %						
	評議員会規程の有無	評議員会の成立要件			評議員会における議決要件		
	有	委員会は、全委員の半数以上の出席がなければ、会議を開き、審議することができない。			委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。		
	4. 財務及び会計 (1) 会計基準の適用 (2) 余裕金の運用	企業会計原則の適用の有無	無		その他法人の特性に応じ適用している一般的かつ標準的な会計基準名		公益法人会計基準
(3) 長期借入金	余裕金（財産）の額及び具体的な運用方法	(余裕金の額) 0 円 (運用方法) -					
	長期借入金の有無	無		長期借入金の返済計画の有無	無		
(4) 引当金・特別法上の引当金	長期借入金の確実な返済計画の内容	-					
	引当金・特別法上の引当金等の額		引当金・特別法上の引当金等の明細及び増減状況の公表の有無（公表していない場合その理由）				
	244, 441, 339 円		(有無) (理由)				
(5) 公認会計士監査	収支決算額	574 億円	収支決算額が50億円以上の法人における公認会計士監査の実施の有無			有	
	公認会計士監査を実施していない場合、その理由	-					
5. 株式の保有等 (1) 基金抛出又は出資 (2) 事業報告書への記載状況	公益法人、株式会社等への基金抛出の有無	無		公益法人、株式会社等への出資の有無		有	
	法定の資金供給業務として行う場合の基金抛出等の有無	無		財産の管理運用として行う場合の基金抛出等の有無		無	
	事業報告書への記載内容（未記載の場合その理由）	間接出資分を含め法人による出資比率・議決権比率が20%以上のもの		法人の委託先で、当該法人からの収入の割合が2／3以上となっているもの			
	名称	-		-			
	所在地	-		-			
	資本金	-		-			
	事業内容	-		-			
	役員の状況	-		-			
	従業員数	-		-			
	持ち株比率	-		-			
	法人との関係	-		-			
	6. 情報公開 (1) 法人における業務及び財務等に関する公表			法人における業務及び財務等に関する資料の5年間の備え付けの有無	同資料の一般の閲覧の有無	同資料のインターネットによる公表の有無	公表していない場合その理由
		定款		有	有	有	-
役員名簿		有	有	有	-		
組合員等名簿		有	有	有	-		
事業報告書・附属説明書類		有	有	有	-		
損益計算書又は収支計算書		有	有	有	-		
貸借対照表		有	有	有	-		
法律上作成が義務付けられている財産目録及び決算報告書		有	有	有	-		
監事の意見書		有	有	有	-		
事業計画書		有	有	有	-		
収支予算書		有	有	有	-		

(2) 所管官庁における業務及び財務等に関する公表			所管官庁における所管法人の業務及び財務等に関する資料の備え付けの有無	無い場合、その理由	閲覧の有無		閲覧させていない場合、その理由		
	定款		有	-	有		-		
	役員名簿		有	-	有		-		
	組合員等名簿		有	-	有		-		
	事業報告書・附属説明書類		有	-	有		-		
	損益計算書又は収支計算書		有	-	有		-		
	貸借対照表		有	-	有		-		
	法律上作成が義務付けられている財産目録及び決算報告書		有	-	有		-		
	監事の意見書		有	-	有		-		
	事業計画書		有	-	有		-		
	収支予算書		有	-	有		-		
			所管官庁における所管法人に関する事項のインターネットによる公表の有無	公表していない場合その理由	所管法人のホームページへの簡便なアクセスを可能とする措置の有無		無い場合、その理由 （（一部のみ実施の場合も含む））		
	名称		有	-	有		-		
	所管する部局（担当局担当課等）の名称		有	-	有		-		
	主たる事務所の所在地及び電話番号		有	-	有		-		
設立年月日		有	-	有		-			
代表者の職名及び氏名		有	-	有		-			
主な目的及び事業		有	-	有		-			
(3) 所管官庁におけるホームページ掲載	最新の業務及び財務等に関する資料			有					
	制度的又は実態的に独占となっている事務・事業を行っている法人について、当該事務・事業の内容及び根拠法令			無					
	補助金等の交付を受けている法人について、当該補助金等の名称及び金額、交付対象事業の内容並びに補助金等全体の金額及び年間収入に対する割合			有					
(4) 退職公務員等の状況の公表	役員に就いている退職公務員の状況についての公表の有無			有					
	公表している主な項目			公表していない場合、その理由					
	氏名、役職、就任年月日、経歴			-					
	子会社及び一定規模以上の委託先の役員に就いている退職公務員及び当該法人の退職者の状況についての公表の有無			無					
	公表している主な項目			公表していない場合、その理由					
	-			-					
7. 基準の運用に当たって所管府省に求められる措置等	基準に基づく指導監督の実施の有無		有	指導監督の実績及びその主な内容	基準の例外として規定した監査役員を除く役員の在任年齢規程の遵守について、指導を行った				
(1) 指導監督の実績等	指導監督の状況及び指導監督結果の公表の有無		有						
	基準7(1)のただし書き該当法人に対する法人の特性を踏まえた適切な指導監督の実施の有無		無	指導監督の実績及びその内容	-				
	基準7(1)のただし書き該当法人に対する法人の特性を踏まえた指導監督の状況及び結果の公表の有無		無						
	(2) 所管法人の事務事業の見直し	所管官庁による法人の事務・事業の見直しの有無		有	無い場合、その理由				
当該見直し結果の公表の有無		有	無い場合、その理由						
法令の規定に基づく検査関連制度について、事業者による自己確認への移行の可能性についての検討の有無		有	無い場合、その理由						
政策評価を活用しつつ、3～5年を目途に定期的、全般的な見直し		事務・事業自体の必要性		無		法律の改廃を含めた所要の措置の実施の有無	無	所要の措置の結果の公表の有無	無
		事務・事業を当該法人に行わせることの必要性（特に事務・事業の一部を外注している場合、その事務・事業をなぜ当該法人が行わなければならないか）		無			無		
	法人が制度的に独占となる事務・事業を行っている場合、制度的独占の継続の必要性		無		無				
	法令の規程に基づく検査関連制度の場合、手続の簡素化、事業者による自己確認への移行の可能性		無		無				
	その他		無		無				
指導監督上補足すべき事項（指導監督基準の例外としている事項及びその理由 等）									
・法人の特性や実情等を踏まえ、基準の例外として整理している事項について、その理由等を記載する。 ・令和4年度末において基準未適合となっているが令和5年9月1日時点で基準適合となっている事項など、本資料に記載している令和4年度の状況に対して令和5年9月1日時点で既に重要な変更が生じている場合には、その概要及び年月日を記載する。 ○以下の事項については、指導監督基準の例外として整理している。 ・監査役員を除く役員の在任年齢規程の整備 （理由） 全国商工会連合会の特性及び実情等の本質に応じて検討した結果、商工会法第30条第2項及び第56条第4項により、役員は原則会員でなければならないところ、年齢制限を一律に設けることは、会員の権利に制約を設けてしまうこと、また、役員は総会により選任されることから、指導監督基準の例外とすることが適当と判断した。 ・監査役員の在任年齢規程の整備 （理由） 全国商工会連合会の特性及び実情等の本質に応じて検討した結果、監査役員は、原則として会員から選挙等で選ばれることとなっており、不当に在任し続けるといった問題は起こりにくいため、年齢による制限に合理的な理由がないことから指導監督基準の例外とすることが適当と判断した。 ・評議員等の任期 （理由） 全国商工会連合会の特性及び実情等の本質に応じて検討した結果、評議員は無報酬であることから、有能な人材を確保するため、また、評議員は委嘱による就任（会は年1回の開催）であることから、在任規程を整備しないことが適当との理由から指導監督基準の例外とすることが適当と判断した。									